(12) 危機管理室

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

危機管理室は、国立大学法人上越教育大学危機管理室規程に基づき、次の業務を行う。

- i) 危機管理に関する総括及び危機管理の円滑な推進に関する事項
- ii) 把握した危機を低減するための検討に関する事項
- iii) 把握した危機の管理に係る点検・評価及び改善に関する事項
- iv) 把握した危機の予防に関する事項
- v) その他危機管理に関し必要な事項

イ 組織の構成及び構成員等

危機管理室は、理事、副学長、事務局次長、各課長及び監査室長並びにその他学長が指名した者で構成し、学長が指名する理事又は副学長が室長、室長が室員のうちから指名する副室長、その他の者が室員として業務を行っている。

② 運営・活動の状況

平成27年度は,危機管理室として審議が必要な事案がなかったため,危機管理室会議は開催していない。 主な活動内容は次のとおりである。

- i) インフルエンザやノロウイルスなどの各種感染症,海外でのテロ及び不審者に関する事象が発生した際に,学生及び教職員に注意喚起を行った。
- ii) 大地震等の災害発生時の対応として、防災備蓄品(飲料水・食料品・毛布など)を追加整備した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

関係行政機関等との連携や情報収集に努め、危機管理に関するマニュアルの点検・整備を継続していく 必要がある。

また、防災用備蓄品についても引き続き整備し、災害等に備えていく必要がある。